

島根県週休2日工事要領（農林水産部編）

（趣旨）

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、休日の確保による建設現場における労働環境改善が求められている。

当要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るために週休2日に取り組む工事（以下、週休2日工事）の実施に当たり必要な事項を定めたものである。

（定義）

第2条 「週休2日工事」における「完全週休2日（土日）」とは、対象期間において、全ての週で土曜日と日曜日の両日（以下、土日）に現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所完全週休2日（土日））をいう。ただし、受注者の責によらず土日に現場閉所が出来ない場合は、振替日として土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。詳細は、別紙1を参照すること。

2 「週休2日工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所月単位の週休2日）をいう。

3 「週休2日工事」における「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所通期4週8休以上）をいう。

4 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。

また、「1年単位の変形労働時間制※」を活用している受注者において、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した週は週休2日の対象期間に含まない。

※「1年単位の変形労働時間制」とは、年間の労働時間を柔軟に配分し、繁忙期には長く、閑散期には短く設定する厚生労働省所管の制度をいう。（例：猛暑の時期は1週30時間、秋以降は1週48時間とする場合等）なお、制度を導入する場合は、会社において労使協定を締結し、所轄労働基準監督署長へ届け出る必要がある。

5 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。

(対象工事)

第3条 島根県農林水産部（水産課・森林整備課を除く）が所管する全ての工事を対象とする。

(発注方式)

第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。

2 「発注者指定型」

発注者が、発注時から受注者に対して「週休2日工事」の実施に取り組むことを指定する発注方式である。

3 「受注者希望型」

受注者が、工事着手前に発注者と協議し、「週休2日工事」の実施に取り組むか否かを選択する発注方式である。対象となる工事は、以下のいずれかとする。

(1) 災害復旧工事

(2) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例1) 緊急的、時間的制約があるもの

例2) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事

(3) 道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等の履行期限があらかじめ決められているもの

また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。

「週休2日交替制工事」における「週単位の週休2日」とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日以上（以下、交替制週単位の週休2日）の休日を確保する工事のことをいう。

「週休2日交替制工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上（以下、交替制月単位の週休2日）の休日を確保する工事のことをいう。

「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。

(実施方法)

第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週

休２日工事（発注者指定型）」または「週休２日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。

- 2 受注者は、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休２日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。
- 3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休２日工事」または「週休２日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。
- 4 受注者は、「週休２日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。
- 5 その他実施にあたっては「島根県週休２日工事特記仕様書」により行うものとする。
- 6 週休２日の取得に要する費用計上は行わない。
- 7 「発注者指定型」「受注者希望型」のいずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

（工事成績評定）

第６条 工事成績評定については、島根県工事成績評定要領による。

（実施確認）

第７条 受注者は、対象期間終了後、速やかに現場閉所または休日率の実績が確認できる資料（別紙「週休２日工事 休日取得実績書（参考様式）」参照）を提出すること。土日に代わる振替日を設けたうえで完全週休２日（土日）を達成した場合は、備考欄等に振替日を設けた理由を記載すること。また、監督員は、その理由が受注者の責によらないものであるかを確認すること。

なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料（現場閉所実績が確認できる工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提出は不要とし、監督員等から求められた場合に提示すること。

１年単位の変形労働時間制を活用し、対象期間内に、１週４０時間または１日８時間を超える労働時間を設定した週がある場合は、労働基準監督署に提出した、下記の書類の写しを提出すること。

- ① １年単位の変形労働時間制を活用した労働者とその使用者が締結した労使協定
- ② 変更した就業規則

(履行証明書)

第8条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、通期4週8休以上の現場閉所または休日を確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」(様式2)が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。

(提出書類の虚偽)

第9条 提出された休日等取得実績表または休日取得状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

附則

(施行期日)

この要領は、令和５年８月１日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和６年２月２２日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和６年１０月１日から施工する。

(施行期日)

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

(施工期日)

この要領は、令和７年１０月１日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事等から適用する。

(1) 現場の閉所または休日状況

①現場閉所完全週休2日（土日）以上

対象期間において、全ての週で土日に現場閉所されている場合。ただし、天候、災害対応等により、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を原則、同一の週で指定することとする。なお、緊急的に土日に施工する必要がある場合は土日に代わる現場閉所日を翌週とすることができる。

また、1週間の定義は月曜日から日曜日までを基本とし、夜間工事の場合は、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間に現場閉所されていれば、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

②交替制完全週休2日

対象期間内の全ての週で休日率が28.5%（2日/7日）以上の場合。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、週休2日の夜間で休みを取得していれば、完全週休2日を達成しているものとみなす。

③月単位の4週8休

対象期間において、全ての月で現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率^{※1}が28.5%（8日/28日）以上の場合。ただし、週休2日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、月単位4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

④通期4週8休以上

対象期間内において、現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率^{※1}が28.5%（8日/28日）以上の場合

※1 技術者及び技能労働者の休日率とは、休日日数/従事日数^{※2}の割合の平均値をいう。

※2 従事日数とは、技術者及び技能労働者ごとの従事期間の内、対象期間に含まない期間を除いた日数とする。なお、技術者及び技能労働者ごとの従事期間は、施工体制台帳に記載された工期を基本とするが、従事期間中に該当現場に従事しない期間が連続して1ヶ月以上生じる場合は、その期間を従事期間から除外する。その他疑義が生じた場合は受発注者協議により、従事期間を確認し決定すること。